

## (参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

2015/3/31現在

■平成27年1月1日～平成27年3月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

受付番号	受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント	分類
1	1月5日	機械式立体駐車場で発生した事故についての消費者安全調査委員会の報告書について	新しい事故調査機関実現ネット	消費者安全調査委員会が公表(H26.7)した機械式立体駐車場で発生した事故に係る事故等原因調査報告書について以下の意見を述べたもの。 1. 消費者・利用者の視点を重視した点を評価 2. 既存の立体駐車場についての安全策に言及している点を評価 3. 国交省ガイドラインへの提言は安全対策一般に普遍化できる重要な指摘 4. ヒヤリハット情報を含めて情報収集・分析する仕組みの構築を 5. 「意見」については継続的なフォローを	消費者安全関係
2	1月6日	「消費者基本計画」の改定にあたって消費者委員会の役割発揮を求めます	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)丸山 善弘 代表理事(共同代表)山根 香織	消費者政策は私たちの消費生活に密接に係わるものであり、その推進計画を改定するにあたっては、特に消費者の意見を幅広く収集し、反映させていくプロセスに意を尽きなければならない。新たな基本計画が、消費者の多くの意見や期待が盛り込まれたものになるよう要望する。	その他
3	1月6日	消費者トラブル防止に関する要望書～ネット取引なんでも110番を実施して～	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)110番実行委員会	以下の事項について、建議等の検討を求める。 ・電気通信サービスの契約は、健全な市場競争とは思えない過剰な特典強調が過熱する市場であり、何らかの法規制が必要であるため、消費者委員会の市場監視のための検討 ・契約更新を望まない時は、負担なく離脱できるルールの整備や機器等物品の契約も電気通信サービスの契約解除権に準じた検討 ・クレジットカードのトラブルの急増に関して、現在、割賦販売法および特定商取引法の見直しに際して、トラブル実態を更に検証し、消費者委員会の適切な法改正の指導力の発揮	取引・契約関係
4	1月16日	内閣府消費者委員会の消費者庁への移管に反対する意見書	消費者行政充実ネットちば 事務局長 拝師 徳彦	内閣府消費者委員会を消費者庁に移管させることは、消費者委員会が持っている消費者行政全般への監視機能を骨抜きにするものであり反対する。	その他
5	1月27日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和強行に抗議する会長声明	愛知県弁護士会 会長 花井 増實	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、商品先物取引法の立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できず、経済産業省及び農林水産省があえて強行したことに対し、当会は強く抗議する。	取引・契約関係
6	1月29日	商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の緩和に抗議しその撤回を強く求めます	主婦連合会 会長 山根 香織	主婦連合会は、今回の商品先物取引における不招請勧誘を事実上解禁する規制緩和措置に抗議するとともに、その撤回を強く求める。	取引・契約関係

7	1月29日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明【参考送付】	東京弁護士会 会長 高中 正彦	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令により不招請勧誘禁止の除外理由を大幅に緩和すれば、再び被害が多発することになることは明らかであり、消費者保護の観点から許容することができず、本会はこれに強く抗議する。	取引・契約関係
8	1月30日	商品先物取引法施行規則の改定(不招請勧誘の禁止の例外)に対する会長声明	第二東京弁護士会 会長 山田 秀雄	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、商品先物取引法の立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できない。当会は本省令の施行に反対し、本省令が施行されないような適切な措置が行われるよう求める。	取引・契約関係
9	2月4日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明	兵庫県弁護士会 会長 武本 夕香子	不招請勧誘の禁止を緩和することは、商品先物取引における消費者保護を大きく後退させることが明らかであるから、当会は、政府に対して、不招請勧誘禁止の緩和を直ちに撤回するよう強く求めるものである。	取引・契約関係
10	2月5日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、商品先物取引法の立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できず、当連合会はこれに強く抗議する。	取引・契約関係
11	2月5日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止の緩和に抗議する会長声明【参考送付】	京都弁護士会 会長 松枝 尚哉	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、商品先物取引法の立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できず、当連合会はこれに強く抗議し、廃止することを求める。	取引・契約関係
12	2月9日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明【参考送付】	富山県弁護士会 会長 島谷 武志	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、商品先物取引法の立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できず、当会はこれに強く抗議する。	取引・契約関係
13	2月9日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止を緩和する省令の制定に抗議し、同省令の廃止を求める会長声明	仙台弁護士会 会長 齋藤 拓生	当会は、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令の内容及び制定手続きに強く抗議し、経済産業省及び農林水産省に対し、本省令を廃止することを求める。	取引・契約関係
14	2月9日	京成千原線の高額運賃を本線なみに値下げし通学定期券の割引率の改善や本数増などを改善して利便性を向上させ利用促進を図るためのお願いについて	日本共産党千葉県中部地区委員会 日本共産党千葉市議団 他3団体	京成千原線の高額運賃について、千原線の資本回収の実態について情報公開を行うとともに、京成電鉄の経営努力により、本線なみに値下げを行い、利便性を向上させることを求める。	料金・物価関係

15	2月17日	「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」に関する意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 斎藤 英樹 事務局長 弁護士 向來 俊彦	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、商品先物取引法214条9号で定めた不招請勧誘の禁止規定の原則と例外を逆転させるものであって、法律の委任の範囲を超えて違法であるから、直ちに改廃すべきである。	取引・契約関係
16	2月18日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制を緩和する省令の廃止を求める会長声明	秋田弁護士会 会長 加藤 謙	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、これまでの立法経緯及び被害の実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から到底許容できるものではない。当会は本省令の廃止を求める。	取引・契約関係
17	2月18日	商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の緩和に抗議し、直ちに撤回することを強く求める	特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会 理事長 湯木 智子	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令で確認する内容は、「年齢・年収・金融資産・取引のリスク等の理解度」であり、正に適合性を確認するものである。これは商品取引契約の締結に向けた「勧誘」に他ならない。本省令による規則改正は、法律の委任の範囲を超えたものであり、違法である。直ちに撤回すべきである。	取引・契約関係
18	2月20日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明	札幌弁護士会 会長 田村 智幸	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、商品先物取引の不招請勧誘禁止に至った立法経緯及び被害実態を軽視し、法律の委任の範囲を超え、省令によって不招請勧誘を事実上解禁するものであるから、委託者保護の観点から許容することができず、当会は本省令の施行に強く反対する。	取引・契約関係
19	2月20日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明	群馬弁護士会 会長 足立 進	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令は、当初の公表案を若干修正したもの、不招請勧誘禁止を事実上解禁するものであることに変わりなく、断じてこれを許容することはできない。当会は、本省令の制定に強く反対し、施行前の廃止を求める。	取引・契約関係
20	2月24日	電気通信事業法改正に関する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	電気通信事業法改正にあたり、次の事項を盛り込むことを求める。 1. プランの期間拘束の有無について利用者の合理的判断が可能となるよう、電気通信事業者等に対し、利用者への十分な情報提供や契約内容の説明を行うことを義務付けること。 2. 更新月の周知について、プッシュ型通知を義務付けるとともに、更新拒絶可能期間の延長や更新月前の意思表示の受付を可能にする処置を講じること。	取引・契約関係
21	2月24日	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」に対する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	骨子(案)に対し、①個人情報の定義の拡大、②匿名加工情報(仮称)に関する規定の準備、③利用目的の制限の緩和、④第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け、⑤情報の利用方法からみた規制対象の縮小、⑥開示等請求権の明確化、⑦個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備、の各項目に対する意見を述べたもの。	個人情報保護制度
22	2月24日	「消費者安全法改正に伴う関係内閣府令(案)及びガイドライン(案)」に関する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	「消費者安全法改正に伴う関係内閣府令(案)及びガイドライン(案)」について記載すべき事項等を提示。	消費者安全関係

23	2月24日	消費者基本計画(素案)についての意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	消費者基本計画(素案)について検討すべき事項について提示。	その他
24	2月25日	ノンアルコール飲料の特定保健用食品許可に抗議します【参考送付】	食の安全・監視市民委員会 代表 神山 美智子	消費者委員会がノンアルコール飲料2品目の特定保健用食品で適当でないと不許可にした2014年8月5日の答申を消費者庁が2015年2月18日に許可したことは不当である。当会はノンアルコール飲料2品目の特定保健用食品の取り消しを強く求める。	食品表示関係
25	2月26日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明	千葉県弁護士会 会長 蒲田 孝代	改正商品先物取引法施行規則は、消費者保護の観点から許容できず、当会はこれに強く抗議するものである。	取引・契約関係
26	2月26日	プロ向けファンドに関する制度整備の早期実現と実効性のある運用を求める意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	金融審WG報告の提言に基づいた金商法改正を早期に施行すべきである。制度の具体化及び運用にあたっては、以下に留意すべきである。①不適切なファンドを受理しないこととその実効性を確保すること。②販売が許されない投資者(特に一般個人)に販売される事態が生じないよう配慮すること。③販売が許可される一般投資家については、適合性原則、書面交付義務及び説明義務等の登録業者と同様の行為規制が守られるようにすること。④届出業者の事業内容等の公表、帳簿作成、保存等制度整備をすること。⑤海外の事業者や海外での運用等についても法執行の充実を図ること。⑥行政処分や刑事処分等による規制の実効性確保を適切に行うこと。	取引・契約関係
27	2月26日	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令に関する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	本省令は未経験者に対する不招請勧誘を解禁するものとして商品先物取引法第214条第9号委任の趣旨を逸脱する違法なものであり、他社との契約者に対する不招請勧誘を許容する点において、横断的な規制の整備に沿わない等不当なものであるため、意見の趣旨記載のとおり、本省令は、廃止されるべきである。	取引・契約関係
28	2月26日	消費者契約法見直しに関する日本新聞協会販売委員会の意見	一般社団法人日本新聞協会販売委員会 委員長 黒澤 幸	消費者契約法の見直しに当たり、新聞販売に関する正当な事業活動が阻害されないよう慎重な検討を強く要望する。 不招請勧誘の禁止で新聞の営業活動が入り口で規制されることになれば、新聞の個別配達網を弱体化し、新聞販売所による地域貢献活動を衰退させ、消費者・生活者の知る権利にも影響を与えかねない。新聞界では自主的な取り組みによって消費者・生活者の保護を図っており、新たな法による一律の規制は不要である。	取引・契約関係
29	2月27日	「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」の施行前の廃止を求める声明	適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳	本省令について、当団体は消費者保護の観点から強く施行前の廃止を求めるものである。	取引・契約関係

30	2月27日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明	新潟県弁護士会 会長 小泉 一樹	商品先物取引法施行規則の改正は、これまでの立法経緯及び被害実態を無視し、法律の委任の範囲を超えて商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から到底許容することはできず、当会はこれに強く抗議する。	取引・契約関係
31	2月27日	HPVワクチンメーカーによるコード違反被疑事案に関する苦情申立て【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	「子宮頸がん征圧をめざす専門家会議」に対し、HPVワクチンメーカーが多額の寄付を行っていたこと及び元社員が、同会議から委託を受けてHPVワクチンの接種推進のための活動を行っていたことは、医療用医薬品プロモーションコードに違反すると思われるので、厳正な調査の上、「医療用医薬品プロモーションコード違反措置規定」に従って違反改善の措置をとることを求める。	消費者安全関係
32	3月2日	「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」による不招請勧誘禁止規制の緩和に抗議し、その撤回を強く求めます	東京消費者団体連絡センター 代表委員 谷茂岡 正子 他6名 事務局長 矢野 洋子	以下の観点から、本省令による不招請勧誘禁止規制の緩和に抗議し、その撤回を強く求める。 ・商品先物取引は、消費者保護の観点から不招請勧誘が禁止されるべき取引。 ・ハイリスク・ハイリターンな取引に不慣れな消費者の保護に熟慮期間の設定はほとんど機能せず、消費者被害を再度拡大させることは必至。 ・消費者にかかる一定の要件は、勧誘行為の中で確認されるものであり、実質的に不招請勧誘に道を開くことと同じ。 ・施行規則で上位の法律の規制を実質的に骨抜きにしてしまう改定は、範たる国家行政として、かつ公正な市場を育成し、消費者保護を図る監督官庁として極めて不適切な対応。	取引・契約関係
33	3月3日	商品先物取引法の不招請勧誘禁止を緩和する省令改正の撤回を求めます	適格消費者団体・特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司	今回の商品先物取引法の不招請勧誘解禁は、暮らしの安心・安全を脅かし、持続可能な事業活動を歪めるものであり、時代に逆効するものである。よって、政府に対し、商品先物取引法の不招請勧誘禁止を実質的に解禁する今回の省令改正の撤回を求める。	取引・契約関係
34	3月3日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止を緩和する省令に抗議する会長声明	宮城県弁護士会 会長 柏田 芳徳	本省令は、不招請勧誘禁止規定が導入された立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を実質的に解禁するに等しいものであるから、消費者保護の観点から許容することはできず、当会はこれに強く抗議する。	取引・契約関係
35	3月3日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する理事長声明	関東弁護士会連合会 理事長 若旅 一夫	改正商品先物取引法施行規則が施行されると、投資被害が再び増大することが強く懸念され、委託者を含む消費者保護という法の趣旨・観点からも、許容されるものとは到底いえないものである。そこで、当連合会は、本省令の施行に抗議し、本省令の施行がなされないよう適切な措置が行われることを求める。	取引・契約関係

36	3月3日	「医法研・被験者の健康被害補償に関するガイドライン(改定案)」に関する意見【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	本ガイドラインに関して、以下の意見を述べる。 ・1-1に、本ガイドラインがGCP省令だけではなく、そもそもヘルシンキ宣言を初めとする普遍的な倫理指針に則り、被験者の権利を保障するためにあることを明記すべき。 ・1-2に、治験依頼者は、被験者保護を本ガイドラインよりも後退させないよう最大限努力すべきことを明記すべき。	消費者安全関係
37	3月5日	商品先物取引法施行規則の一部改定による不招請勧誘禁止の緩和に反対する会長声明	大阪弁護士会 会長 石田 法子	当会は、農林水産省及び経済産業省がこれまでの立法経緯及び被害実体を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を大幅に解禁する本省令を定めたことに強く抗議するとともに、本省令を施行することなく廃止することを強く求める。	取引・契約関係
38	3月9日	関西電力の電気料金値上げに関する要望【参考送付】	国民生活産業・消費者団体連合会 会長 清水 信次	関西電力の電気料金の再値上げ申請について、政府及び関西電力は、電気料金再値上げを見直し、国民の生活及び日本社会の安心と活力を支えていただくことを強く要望する。	料金・物価関係
39	3月9日	ノンアルコール飲料の特定保健用食品許可に抗議するとともに、許可の取り消しを求めます	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	消費者委員会がノンアルコール飲料2品目の特定保健用食品で適当でないとして不許可にした2014年8月5日の答申を消費者庁が2015年2月18日に許可したことに撤回を求める。	食品表示関係
40	3月9日	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令の廃止を求める理事長声明	近畿弁護士会連合会 理事長 藪野 恒明	当連合会は、農林水産省及び経済産業省が当連合会の意見に反し、不招請勧誘の禁止を緩和する本省令を定めたことに強く抗議するとともに、本省令を施行することなく直ちに廃止することを強く求める。	取引・契約関係
41	3月12日	要望書(保育・教育施設や事業における事故について)【参考送付】	赤ちゃんの急死を考える会 会長 櫛毛 富久美 副会長 小山 義夫	以下のとおり要望する。 ・全ての保育・教育施設や事業に対し、重大事故の報告を義務付け、報告様式は当事者が内容を確認できるようにすること。 ・事故再発防止の観点から、事故を検証する仕組みを確立し、全ての保育・教育施設等での事故がスポーツ振興センターの保険で救済されるようにすること。 ・乳幼児の保育・教育施設への多様な参入者に対する行政の指導監督を実効あらしめる制度設計にして、複数の事故事例に関して、当時者家族や弁護士へヒアリングを行うこと。	消費者安全関係
42	3月13日	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令の廃止を求める会長声明	和歌山弁護士会 会長 小野原 聡史	当会は、農林水産省及び経済産業省が本省令を定めたことに強く抗議するとともに、本省令は消費者保護の観点からおおよそ許容できるものではなく、これを施行することなく直ちに廃止することを強く求める。	取引・契約関係
43	3月13日	個人情報保護法の改正案に対する会長声明【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	以下の点で問題があるので、国に対し本改正案を見直すことを求める。 ・個人識別符号の定義の問題(プライバシー保護の観点に欠ける) ・匿名加工情報の作成や第三者提供の規制が緩い	個人情報保護制度
44	3月16日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止を緩和する省令に抗議する会長声明	岡山弁護士会 会長 佐々木 浩史	本省令は、これまでの立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できず、当会はこれに強く抗議し、廃止することを求める。	取引・契約関係

45	3月16日	「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」の速やかな廃止を求める意見書	なら消費者ねっと 代表 弁護士 北條 正崇	本省令は、商品先物取引法214条9号で定めた不招請勧誘の禁止規定の原則と例外を逆転させるものであって、法律の委任の範囲を超えて違法であるから、速やかに廃止すべきである。	取引・契約関係
46	3月16日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明	横浜弁護士会 会長 小野 毅	不招請勧誘を事実上解禁するに等しい改正商品先物取引法施行規則が施行されれば、商品先物取引による被害が再び増大することは明らかであり、消費者保護の観点から到底許容することができない。当会は、本省令を定めたことに強く抗議するとともに、本省令を施行することなく廃止することを求める。	取引・契約関係
47	3月18日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止を省令によって緩和することに抗議する会長声明	埼玉弁護士会 会長 大倉 浩	本省令は、不招請勧誘禁止規定が導入された立法の経緯及び被害実態を軽視し、法が禁止する不招請勧誘を事実上解禁するに等しいものであり、委託者保護及び取引の公正の観点から到底許容できず、当会はこれに強く抗議する。	取引・契約関係
48	3月20日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明【参考送付】	長野県弁護士会 会長 田下 佳代	商品先物取引法施行規則の改正は、これまでの立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を事実上解禁するものであり、消費者保護の観点から許容できない。当会は、本省令の制定に強く抗議し、廃案を求める。	取引・契約関係
49	3月20日	「平成26年金融商品取引法等改正（1年内施行）等に係る政令・内閣府令案等」に関する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	クラウドファンディングに関する施行令等の改正案に対して、以下の事項について、投資者保護の観点から配慮することを求める。 ・電子募集取扱業務における映像面上の表示等 ・発行者の財務状況、事業計画等の審査等 ・発行者の財務状況等の審査に関する記録及び電子募集取扱業務において投資者に表示される事項を記載した書面の作成・保存等 ・電話や対面による勧誘の禁止 ・投資者が払い込む額の算定方法	取引・契約関係
50	3月27日	「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」の速やかな廃止・撤回を求める意見書	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘	本省令は、不招請勧誘を事実上解禁するものであって、不招請勧誘禁止規制を骨抜きにするのみならず、法の委任を超えて違法であり、このまま施行することは無効である。したがって、本省令による同規則の改正は、消費者保護の観点から許容できるものではなく、すみやかな廃止、撤回を求める。	取引・契約関係
51	3月30日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明	福岡県弁護士会 会長 三浦 邦俊	商品先物取引法施行規則の改正は、法律を改正しないままに、不招請勧誘の禁止規定の原則と例外を逆転させるものであって、消費者保護の観点から許容することができず、また、法律の委任の範囲を超えて違法であるから、直ちに改廃し、このまま施行することのないよう強く求める。	取引・契約関係

52	3月30日	消費者契約法の改正を求める意見書	京都弁護士会 会長 松枝 尚哉	消費者契約法を下記のとおり改正すべき。 ・不当勧誘行為規制につき、非身体拘束型の困惑惹起勧誘行為を要件とする取消規定を導入する。 ・9条1号につき、「平均的な損害」についての立証責任を事業者負担とする。算定にあたっての時期的区分が合理性を有するものでなければならないこと、及び契約履行前の解除の場合には逸失利益を算定の基礎に含まないことを明文化する。 ・内容が不明確な条項についての解釈準則を明文化する。	取引・契約関係
----	-------	------------------	--------------------	---	---------